

日 時：平成 23 年 12 月 21 日（水） 18：00～19:40

会 場：建築士会 会議室

出席者：(委員長) 金子 修司

(副委員長) 長田 喜樹

(委 員) 芝 京子、石井 明、山成 芳直、福井 通、高橋 聰

(オブザーバー) 花方 威之 (会長)

(事 務 局) 佐川事務局長

欠席者：(委 員) 山根 三郎、二宮 智美、菊嶋 秀生、長谷川 行彦、永井 香織、毛塚 尚男、加藤 清

(担当常任理事) 村島 正章

(事 務 局) 田中職員

### <確認事項>

#### 1 前回(11/30)議事録の確認【資料 1】

前回議事録案を異議なく承認された。(メーリングリストで事前送付済み)

### <協議事項>

#### 1 新法人移行関係について

##### (1) 総務企画委員会規程(案)について【資料 2-(1)】

##### (2) 委員会設置規程及びモデル委員会規程(案)について【資料 2-(2)】

<副委員長より説明>

##### 【資料 2-(1)について】

- ・ ある委員会から委員会規程の雛形を示して欲しい旨の要望がありましたので、今回雛形案をお示しすることとします。その具体例として、当委員会の規程案を併せて提案するものです。
- ・ 第 1 条の目的にある「定款第 39 条第 2 項」及び「定款細則 13 条第 1 項」は、前回お示した定款変更素案及び定款細則変更素案において、委員会を 3 つのタイプ(活動委員会、特別委員会、業務委員会)に区分する規定を設けていますが、そうした区分を踏まえた委員会規程(当委員会の場合は、無償ボランティアの「活動委員会」)であることを示す趣旨で、掲げました。
- ・ 第 4 条第 1 項は、別途提案する「委員会設置規程(案)」において、誰が委員を推薦するか等を明確にしますので、それに基づいて、会長が委嘱するとなりました。同条第 2 項以下の規定は、一般論として、委員会の構成等について規定しています。
- ・ 小委員会と部会について、第 7 条第 1 項では、「委員長が、必要に応じて、担当常任理事の承認を得て設置できる」とし、誰の権限で小委員会や部会を設け、人選ができるか明確にしました。小委員会や部会の構成員が誰かは、当該委員会以外には必ずしも周知されていませんが、委員会内部の事項として、委員とは異なり、会長の委嘱までは要さないという趣旨です。
- ・ また、同条第 4 項は、小委員会等のメンバーの交通費までは支給していない現状を、そのまま規定として加えました。
- ・ 第 8 条及び第 9 条は、各委員会(長)は、事務局の要請がなくとも自ら事業計画や活動報告等を提出する義務があるという趣旨です。

##### 【資料 2-(2)について】

- ・ 「委員会設置規程」の制定理由としては、活動・特別・業務委員会という 3 本立ての分類を踏まえた運営方法を明記することですが、併せて、雛形の委員会規程が必要との要請を踏まえ、委員会の統治ルールとしての「モデル委員会規程」も提案するものです。
- ・ 「2 主な内容」の「(1) 委員会設置規程」について、事業概要等にしか現れない委員会名を別表として、規程上に明記したこと、定款細則から削除した委員会定数を本規定に明記したこと、業務委員会の委員は会長が決定するが、偏った人事とならないよう副会長・常任理事の意見を聞くことができるとの歯止め規定を設けたこと、活動委員会の委員は、会長が委嘱する前段として、担当常任理事と委員長の推薦ステップを設けたこと、それを受けて、理事会承認を得たうえ会長が委嘱するとなりました。具体の条文は、委員会設置規程(案)第 4 条(委員の選任)のとおりです。

- ⇒ **補足意見 1** 委員会設置規程案第 4 条第 2 号で、業務委員会の委員について「委嘱後はすみやかに理事会へ報告する。」との規定までは不要かもしれない、削除してもよいとの提案者の補足発言があったが、削除する必要はないように考える。
- ⇒ **補足意見 2** 別表において、既存委員会について、このように分類して列記したが、中には他機関への届出等の都合上、活動実体がなくても「委員会」としたものもある等、このリストには議論の余地がある。

## ◆ 質疑応答

### [2-(1)について]

- ・ 業務委員会は、いろいろなタイプがあり、関係機関や他団体に委員推薦等をお願いしたうえで構成するものもあり、建築士会単独では委員を決められないことがある。調整のためには会長権限で完結できるような規定としていただきたい。⇒ **上記補足意見 1 に対する意見**
- ・ 防災特別委員会は、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会とも連動して、常時災害対応に備える必要がありますので、常設委員会としてお願いしたい。⇒ **上記補足意見 2 の関連意見・要処理事項**
- ・ 建築史図説委員会は、今回の図説刊行が完結すれば、解散することでよいように思います。
- 存続して、データ等を蓄積して取り組むということを考えなくともよいか。
- 地域貢献特別委員会は、連合会の基金を前提にしているので、それがなくなったら終わるという時限性のある委員会と位置づけて、よいように思う。
- ・ 鑑定委員会は、裁判所の依頼があって動く紛争調停委員と同種の委員ですので、活動委員会からは外し、工事紛争審査会への委員派遣と同様、手持ちの推薦メンバーリストを用意することと定めることでよいように思います。⇒ **上記補足意見 2 の関連意見・要処理事項**
- 他の団体でも、特定課題等に限定される委員会は、ここ「特別委員会」に入れています。
- 60 周年事業(委員会)を設けるなら、これに入ります。
- ・ この規程が全ての委員会等のモデルになる訳ですね。
- ・ 例えば、技術支援委員会というより、実際には、ほとんどの活動を部会が担っている実態があるのに、その部会員の交通費も自己負担では酷のように思います。一方では、たしかに部会等のメンバーが誰なのかまでは把握・理解できていないところもあります。
- やはりいろいろな委員会等があり、あまり細かく決めてもどうかという面もあります。
- そうした柔軟な運用の意味でも、案のとおり「(第 7 条で) 担当常任理事の承認を得て、委員長が設置できる」としている。
- ・ 今期は 9 月の役員会(理事会)での要望を受けて、定款の規定どおり、会長から各委員会委員への委嘱状を渡すこととしましたが、他の団体ではどのようにしているのでしょうか。
- 神事協では、一堂に集まってお渡し、会長より委嘱状を手渡ししています。
- ・ 部会等までは会長の目が届かない状況です。
- そうであれば、交通費の規定については、触れない方がよいでしょう。⇒ **要処理事項**
- 女性委員会メンバーの岩手県派遣についても、いろいろ議論があったようです。
- なお、支部長委員長会議で「定款・定款細則の変更案は、すみやかにホームページでパブコメを行うべきだ」との意見をいただいています。そのことを承認願うとともに、「定款や細則だけでは具体的な運用が見えない」との御意見も予想されるので、今日この場で、この規程案について承認をいただくということではなく、会員に早く提示して意見をいただくために、この規程案についても、士会のホームページに載せることをご了承いただきたいと思います。また、今日のご意見を基にして修正し、次回またお諮りすることとします。 ⇒ **要処理事項**

## ◆ 要処理事項の整理結果

- ① 業務委員会は関係機関・団体に委員推薦等をお願いするので会長権限で完結できるような規定とすること、防災特別委員会は常設委員会とすること、鑑定委員会は活動委員会からは外して紛争審査会委員と同様、手持ちのメンバーリストを用意することと定めること、委員会設置規程では交通費関係の規定を設けないこと、などの考え方について承認を得ました。
- ② 今回は規程案の承認をいただくことではなく、定款・定款細則案とともに、すみやかに案を提示して会員の意見集約を図るために、士会ホームページに載せることのできることを得ました。  
また、今日のご意見を基にして規程案を修正し、次回に諮ることとしました。

## 【2-(2)について】

- ・ 全ての委員会等について、こうした規程を定めることにするのか。
- 基本的には、各委員会できちんと規定すべきだと思います。
- 全ての委員会等に定めるということではなく、参考にといいるところもあってよいと思います。
- このように活動委員会と業務委員会とのすみ分けはあったほうがよいように考えます。例えば、定期講習会と教育講習委員会ですが、活動の内容に応じて所管委員会を使い分けるといった仕切りの必要があるとしても、実態的には二つの委員会を同じメンバーでやっていただくしかないように考えます。
- 委員会規程の雛形がほしいという意見は、お金のからむ問題をきちんと扱える枠組みが必要、との趣旨と思う。また、講習会が同じ建築士会の他委員会・他支部の講習会とバッティングすることのないような、調整の仕組みも必要と感じているようだ。
- 技術支援委員会でも、各委員会等が実施する講習会の内容が似たようなものにならないようになど、どこかでチェックしなければとの意識で動いている。神事協の講習会等とも重複しないようチェックをしている。
- 業務委員会における県からの受託業務のほか、講習会事業についても、会員以外の外部の者の参加が可能であれば、公益事業だとの考えもあるのですが、県（建築安全課）は収益事業だとの判断です。
- ・ 総務企画委員会の「企画」とは、具体的にはどのような役割を想定していたのか。
- かつての総務企画委員会の業務としては、個別事業の中身にはそれ程関わらず、次年度の建築士会全体の事業計画を立てること、重点事業を決めることが一番の役割でした。予算編成までは関わりを持ちませんでした。今はその役割が変わってきています。
- たまたま新法人移行ということで、この機会に規程類を整備しようとするものなのでしょうから、基本的には羅列して、士会のホームページに載せることでよいのでしょうか。
- 支部長・委員長会議などにおいても、定款変更案等をホームページ等で公開して欲しいとの要請があります。
- 行事の重複問題もありますので、スケジュール等調整は重要なことです。交流会の開催日程についても、問題になったことがありました。  
また、支部長・委員長会議の役割や権限も、たとえば、イベントの重複調整や、交流会の開催調整といったように、明確化する必要があると考えます。
- 本日の検討結果を受けて、事務局が規程案を修正したうえで、会員に早く提示して意見をいただくために、士会のホームページに載せることとします。
- 現行定款を基本とし、追加が必要なものがあれば、「できる」規定を加えて対応するといった工夫をお願いしたい。  
それぞれの位置づけ等については定款変更案などで示し、部会員の交通費についても予算化できるとしておいて、あとは自由な発想で（委員会や部会等を運営）できるようにすることが考えられます。

### ◆ 意見整理結果

**事務局が今日のご意見を基にして規程案を修正し、前項の協議題 2-(1)と同様に、早くこの案を提示して会員の意見集約を図るために、士会ホームページに載せることのできることを了承を得ました。**

また、今日のご意見を基にして規程案を修正し、正副会長・常任理事会及び役員会（理事会）に提示することとしました。

### (3) 支部会計システム素案について【資料 2-(3)】

<事務局長より説明>

資料 2-(3)の「運用マニュアル」及び某支部の「現金・預金出納帳」記載例により説明した。

<会長補足説明>

- ・ 12月5日開催した支部長・委員長会議で、支部長より、支部予算算や中間・最終決算の本会への報告にあたっては、「この様式でやって欲しいという雛形を本会が示すべきだ。」との要請があったので、これを提案するものです。

### ◆ 意見等

- ・ 今後の課題としては、この内容以上にスキルアップすること、そしてそれぞれの支部に浸透することであると思われる。

#### (4) 某県建築士会について【資料 2-(4)】

＜事務局長より説明＞

- ・ 前回（11/30）某県建築士会の定款及び支部規程（案）を提供しましたが、今回提供を受けた資料は、県委託事業を含む公益事業の継続事業 4 事業（神奈川県では県委託事業の一部も公益事業と認めていない）に係る公益目的支出計画書です。その他認可申請に添付する図書として「再賦計画書」（役員報酬の額と配賦先の事業振り分けを示すものですが、某県の場合、役員全員が非常勤・無報酬です）、22 年度収支予算書、22 年度財務三表、22 年度の事業報告と決算報告、23 年度の事業計画と予算書も提供いただきました。

## 2 神奈川県建築会議等の再編について（素案）【資料 3】

＜事務局長より説明＞

資料 3 について、経過、提案理由、組織及び今後の対応について説明した。

＜会長補足説明＞

- ・ この素案については、12 月開催した CPD 協議会で実態的には了承をいただいているので、それぞれの委員会への根回しを行う段階になっています。  
この組織イメージ図は特に関係団体に諮っていませんが、必要に応じて様々な組合せの会議が考えられます。例えば、前会長が構想されていた法制委員会の設置についても、建築会議の企画委員会で検討することが考えられます。なお、「企画委員会」などの委員会名称は仮称です。
- ・ 既存建物耐震委員会が傘下に入ることは少々異質という面もありますが、CPD 協議会と合同で「総会」開催を予定している 2 月 21 日で、この素案の承認を得たいと思っています。  
それまでに、士会内部で常任理事会や役員会に説明を行います。

### ◆ 質疑応答

- ・ 建築関係団体による、建築基本法等に係る意見具申等については、どのようになっているのでしょうか。  
→ 日・韓・中建築士協議会で国の関係者より聞いたところでは、そもそも政権が混乱しているので、建築基本法・建築基準法に係る検討はストップしているとのことでした。  
→ 法改正論議がストップしているのは困りもの。十分に整備されているとは思えない建築基準法がまだ、一人歩きしている。
- ・ この素案について異論等があれば、事務局までいただきたい。
- ・ 新制度普及を先進的に進めてきた CPD 協議会と、三団体共同とはいえ委託事業の受け皿としての既存建物耐震委員会は性質が違うと思う。
- ・ 建築会議は、CPD 情報提供制度の普及推進活動に加えて、法改正等の要望などが考えられます。

## ＜報告事項＞

### 1 神奈川県による既築戸建住宅太陽光発電設備設置診断及び施工指針検討作成委託業務について【資料 4】

＜事務局長より説明＞

資料 4 について、契約日・期間、契約金額、仕様書の「2 業務委託内容」、評価結果通知書、検討委員会設置要綱とその委員構成、（実地調査の）実施要領及び実地調査の方法等について（案）のポイント等について説明した。

＜会長補足説明＞

実地調査と指針づくりは別業務だが、調査要領等を第 1 回検討委員会で承知していただく予定としています。年末に検討委員会を立ち上げて、年明けに支部に説明するとの計画でしたが、第 1 回検討委員会の開催は年明けになります。

### ◆ 質疑応答

- ・ 指針の内容はどのようなものを考えられているのか。  
→ 設置を適切に判断するためには、こうしたことに配慮して検討するとか、安全に設置するためには、こうしたことに配慮して設置するとかのように、「注意書きレベルのもの」を考えています。
- ・ 荷重的には、太陽光発電設備の重量 0.5 トンに耐えられるものであればということのようです。  
→ 木造 2 階建ての戸建住宅については、ほとんど構造計算はされていません。しかし荷重増になることは明らかなので、どのようなことに注意して設置するかなどという「注意書きレベルのもの」

を考えています。

→ そうした方向での施工指針づくりはいいことだと思う。

→ リフォーム等における説明上の問題もあるのでしょうか。

→ 雨漏りなどは、取り付け方の問題も大きいようだ。

メーカー側もマニュアル持っているが、その中に「瓦に穴をあけて、」などといった不用意な記載もある。

→ メーカー側としても、訓練センターを設置するなどして施工者の技術向上等に努めているようだ。

## 2 日・韓・中建築士協議会の精算報告等について [資料 5]

<事務局長より説明>

資料実績報告書写等のとおり、16日付けで助成元の団体に実績報告したこと等を説明した。

### <その他>

#### 1 (社)神奈川県建築士会 活動交流会 相模原大会について

委員より、同大会のポスターを提示しながら、実施概要を説明して、広報周知及び参加協力の呼びかけがあった。

#### 2 次回日程について

予定していた第3水曜日の18日に神奈川県設計協同組合連合会賀詞交歓会等があるため、これに変えて、1月19日(木)18:00から開催することとなった。

以 上